

○二宮町図書館条例

〔昭和 50 年 3 月 20 日
条 例 第 5 号〕

改正 平成 6 年 3 月 18 日 条例第 5 号
平成 24 年 3 月 12 日 条例第 4 号

平成 12 年 3 月 15 日 条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館の設置、運営管理について必要な事項を定める。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 二宮町に図書館を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
二宮町図書館	二宮 1,240 番地の 10

(職員)

第 3 条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第 4 条 図書館に、図書館協議会を置く。

2 図書館協議会委員(以下「委員」という。)の定数は 8 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2 年とし再任は妨げない。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(休館日)

第 5 条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の翌日

(3) 館内整理日(毎月末日)

(4) 年末年始(12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで。)

2 前項第 3 号の休館日が月曜日に当たるときは、休館日をその翌日に繰り下げるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理、運営についての必要な事項は、別に教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 18 日条例第 5 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 15 日条例第 24 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条の改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日条例第 4 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。